

静岡県司法書士会による 不動産の相続登記申請の義務化に関する要望書の提出

要 旨

不動産の相続登記申請が令和6年4月1日から義務化されることに伴い、静岡県司法書士会が義務化に関する情報発信等を求める要望書を市長に提出します。

概 要

- 1 日 時 令和5年10月31日(火) 9時から9時30分まで
- 2 場 所 沼津市役所 4階 特別応接室
- 3 出席者 静岡地方法務局 沼津支局長 増田 和洋
静岡県司法書士会 会長 井上 尚人
静岡県司法書士政治連盟 協働推進チーム長 山内 将矢
静岡県司法書士会沼津支部 副支部長 鈴木 修司
司法書士 鈴木 信宏
- 4 内 容 ・静岡地方法務局沼津支局長挨拶
・静岡県司法書士会からの要望書提出及び趣旨説明
(義務化に関する情報発信、相談会に関する広報等)
・沼津市長挨拶

お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 生活安心課
直通:055-934-4700